

令和3年3月高等学校卒業予定者の就職に関する 応募・推薦のあり方についての申合せについて

令和2年4月22日

(令和2年6月16日改訂)

長野県高校就職問題検討会議

令和3年3月高等学校卒業予定者の就職に関する応募・推薦のあり方等について、就職活動の秩序を維持し、生徒の就職指導が一層円滑に行われるよう、下記のとおり申し合わせる。

記

1 令和3年3月高等学校卒業予定者の就職に関する応募・推薦のあり方について

(1) 令和2年10月31日までは1人1社の応募・推薦とし、11月1日からは1人2社までの複数応募・推薦を認めることとする。

(2) 「指定校制」については、特定の技能を必要とする場合を除いて原則廃止することとし、応募・推薦を希望する生徒に広く門戸を開くこととする。

(3) 「校内選考」については、生徒の志望を尊重することを基本とし、特定企業への応募の集中を防いだり、生徒の適性等を見極めたりする面から、適切に対応することとする。

2 令和2年度における取扱いについて

(1) 令和2年10月31日までは、高等学校における生徒の応募・推薦については、1人1社とする。

なお、応募を1社に絞り込む過程において、「応募前職場見学」を積極的に活用することとする。また、職場見学が選考とならないよう留意することとする。

(2) 令和2年11月1日以降については、高等学校における生徒の応募・推薦は1人2社まで認めることとし、運用に当たっては次の事項に留意する。

- ① 単願者のみの応募を受け付ける企業もあると思われるため、併願を希望する場合は、求人票等によりその求人者の意向を充分確認すること。

なお、長野県内の企業の高卒求人については公共職業安定所において、求人受理時等に11月1日以降「複数応募の可否」について記入の徹底指導と確認を行うこととする。

- ② 併願者であることについては、企業に対して選考時に伝えることを原則とし、応募の段階では伝える必要はないこととする。

なお、応募に際して企業から照会された場合は、求めに応じることとする。

- ③ 令和2年10月31日以前に内定を受けた場合は、それ以降の応募・推薦はできない。

- ④ 令和2年10月31日以前に選考結果が「否」となっている場合、又は、10月31日以前には応募していない場合に限り、11月1日以降複数応募・推薦を可能とする。

また、10月31日以前の応募に対して11月1日以降にその選考結果が「否」となった場合は、その結果が判明した日付をもって複数応募・推薦を可能とする。

- ⑤ 公務員と民間企業の併願については、④と同じ扱いとする。

- ⑥ 企業は選考後速やかに採否結果を応募者に通知することとし、応募者は内定を受けた場合、できるだけ速やかに「内定受諾書」を提出することとする。

また、複数応募をしている場合は、第一希望である企業に対して「内定受諾書」を提出するとともに、他の応募企業に対し「辞退書」を提出することとする。

なお、「内定受諾書」を提出した場合は、特別な事情が生じた場合を除き、内定を辞退できないこととする。